

独立行政法人北方領土問題対策協会の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについての当初案

府省名	内閣府
-----	-----

法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	4. その他
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)			
独立行政法人 北方領土問題 対策協会	国民世論の啓発	戦後67年が経過してなお、北方領土問題が解決をみない現状、元島民の方々の高齢化も急速に進む中で、返還要求運動の核となる元島民後継者を育成するとともに、運動のすそ野を広げていくためには、次代を担う若い世代の関心と、正しい理解が必要不可欠であることから、青少年を対象とした事業を引き続き重点項目とする。	現行の独立行政法人形態を維持。	平成25年度からの中期目標期間においても、現在の中期目標期間(平成20～24年度)と同程度の業務運営の効率化を行う方向。	職員のロシア語習得を推進するとともに、職員を採用する際にはロシア語のスキルも考慮した募集を行うこととする。
	融資事業	北方領土問題が長期化する中で、本融資制度が法目的に則った効果を発揮するよう、ニーズ把握、事業結果の分析に努める。			
	四島交流事業	近年の北方四島を取り巻く環境の変化にも対応した、四島交流事業の趣旨を踏まえた交流の実施に向け、体制の整備、交流手法の見直し及び交流成果の更なる活用に努める。			